

令和4年度（11月末時点）に認定した プラチナえるぼし・えるぼし・くるみん認定企業を紹介します！

青森労働局は、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、令和4年度に6企業を認定しました。青森県内で初となるプラチナえるぼし認定企業が誕生し、えるぼし認定企業は12社、プラチナくるみん認定企業は4社、くるみん認定企業は36社となりました。

プラチナえるぼし認定

社会福祉法人スプリング（八戸市、医療・福祉業、労働者176名）

＜主な取組内容＞

- ・身体的負担の軽減としてノーリフティングケアの導入とICTの導入により、業務の効率化を図る。
- ・ワークライフバランスを推進するイクボスの育成（イクボスアワード2020 グランプリ受賞）

など

青森県内初！



事業場（所在地・業種）	取得した認定	※認定日順
社会福祉法人八千代会 （むつ市 医療・福祉業 労働者109名）	えるぼし認定（3段階目）	
医療法人芙蓉会 （青森市 医療・福祉業 労働者873名）	くるみん認定（2回目）	
株式会社江良組 （弘前市 建設業 労働者27名）	えるぼし認定（2段階目）	
穂積建設工業株式会社 （八戸市 建設業 労働者64名）	くるみん認定（1回目）	
株式会社ジェイテック （上北郡六ヶ所村 製造業 労働者611名）	くるみん認定（1回目）	

*女性活躍推進法とは

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現のため、国、地方公共団体、民間事業者それぞれの女性活躍推進に関する責務等を定めた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局への届出及び自社の女性活躍に関して情報公表すること等を義務付けています。

*えるぼし認定・プラチナえるぼし認定とは

えるぼし認定とは、女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。『採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアケース』の5つの評価項目のうち、満たした数に応じて認定の段階が3段階あります。

プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定を事業主のうち、行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

*次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにした法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ることを義務付けています。

*くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん・プラス認定とは

くるみん、トライくるみん認定とは、労働者の仕事と家庭の両立を図るための行動計画を策定し、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に認定します。

プラチナくるみん認定とは、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合に認定します。

プラス認定とは、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定に加えて、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備に取り組む企業を認定します。

<認定のメリット>

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定を受けた事業主は認定マークを商品、広告、求人広告等に付すことができ、「女性の活躍を推進している事業主」又は「子育てサポート企業」であることをPRすることができます。また、公共調達の加点評価を受けることができます。

認定制度や各認定企業の取組について、詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

お問い合わせは、青森労働局雇用環境・均等室まで（TEL:017-734-4211）